

## 愛知ブランド企業認定要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県内の優れた企業活動を行っている製造業者を「愛知ブランド企業」として認定・情報発信することにより、日本一の実力を持つ本県製造業のイメージ、知名度の向上とともに、競争力の向上を目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「愛知ブランド企業」とは、愛知ブランド企業評価基準（以下「評価基準」という。）に適合するものとして認定された優れた企業活動を行っている県内の先導的製造業をいう。

2 愛知ブランドマークとは、愛知ブランド企業が使用することが認められるマークをいい、仕様については別に定める。

### (評価委員会)

第3条 評価に関する事項を審議するため学識経験者等からなる愛知ブランド評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会の規定については別に定める。

### (評価基準)

第4条 愛知県知事（以下「知事」という。）は、評価委員会による審議を経て、評価基準を別紙第1に定める。

### (申請者の要件)

第5条 愛知ブランド企業の認定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 愛知県内に本社を有する製造業者
- (2) 愛知県内に工場を有する製造業者
- (3) その他知事が認める事業者

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者
- (2) 法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

### (募集期間)

第6条 愛知ブランド企業の認定申請は年1回、期間を定めて募集する。

### (申請)

第7条 申請者は、申請書（様式第1）、役員名簿（様式第1の2）、誓約書（様式第1

の3)及び別に定める必要書類を知事に提出するものとする。

(不誠実行為の禁止)

第8条 申請者は、認定の申請にあたって、事実と異なった内容等の不誠実行為を行ってはならない。

(企業現地調査等)

第9条 知事は、申請者に対し、必要な場合は、職員に現地での調査を実施させることができる。

2 知事は、申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。その場合の費用は申請者の負担とする。

(評価委員会への付託)

第10条 知事は、申請案件について調査の上、評価委員会に愛知ブランド企業の選定を付託する。

(評価委員会による選定)

第11条 評価委員会は、付託された申請案件について、次の事項を審査し、愛知ブランド企業の選定を行う。

- (1) 評価基準に対する適合
- (2) 愛知ブランド企業としての総合的妥当性

(認定の決定)

第12条 知事は、評価委員会の選定結果に基づき、申請案件について、適正と認めるときは愛知ブランド企業として認定し、当該申請者に対し、認定結果(様式第2)を通知し、認定書(様式第3)を交付するとともに、認定を受けた者を公表し、積極的に情報発信に努める。ただし、認定を受けようとする者は、知事に誓約書(様式第4)を提出するものとする。

2 知事は、評価委員会の審査で、評価基準に適合しないと認められたときは、様式第5により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第13条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届出書(様式第6)により、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 名称、代表者又は所在地等を変更したとき。
- (2) 事業活動を中止又は廃止したとき。
- (3) その他申請書記載事項に変更が生じたとき。

(認定有効期限及び再認定)

第14条 第12条第1項の規定による認定の有効期限は、認定日の年度から6年度目

の3月31日までとする。

- 2 前項の規定による有効期限が満了となる場合において、継続し再認定を受けようとする者は、当該年度の別に定める時期に、継続認定申請書（様式第7）、役員名簿（様式第7の2）、誓約書（様式第7の3）及び別に定める必要書類を知事に提出するものとする。
- 3 第8条以降の規定は、前項の場合に準用する。

（愛知ブランドマークの表示等）

第15条 認定を受けた者は、愛知ブランド企業の認定を受けたことを表示することができるとともに、別に定める仕様に基づき、愛知ブランドマークを使用することができる。

- 2 事業者は、認定を受けずに愛知ブランドマーク及び愛知ブランドマークと誤認のおそれのある表示を行ってはならない。

（認定を受けた者の責務）

第16条 認定を受けた者は、評価基準に適合するよう誠実に遵守するとともに、積極的に情報発信に努める。なお、知事は年1度、別に定める様式に基づき、状況報告書の提出を求めることができる。

（認定の取消し）

第17条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 評価基準に適合しないと認められたとき。
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められたとき。
- (5) 事業活動を中止又は廃止したとき。

- 2 知事は、前項第3号については、予め評価委員会に意見を求める。

- 3 知事は、認定を取り消したときは、その旨を当該事業者に通知し、速やかに公表するものとする。

（評価基準の変更等）

第18条 知事は、必要と認めたときは、評価基準の変更・廃止、新規評価基準の作成（以下「評価基準の変更等」という。）をすることができる。

- 2 評価基準の変更等を行う場合は、評価委員会に付議する。
- 3 評価基準の変更等を行った場合、これを公表する。
- 4 評価基準の変更等に伴って当該認定を受けた者が評価基準に適合しなくなった場合であっても、評価基準に適合しているものとみなす。

（損害に対する責任）

第19条 知事及び評価委員会は、本事業が第1条の目的のもとに行われることに鑑み、愛知ブランド企業が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(愛知ブランド企業の公表)

第20条 知事は愛知ブランド企業について、必要な事項を公表することができる。

(事務処理)

第21条 この認定に関する事務処理、評価委員会の事務局は、産業労働部産業振興課が行う。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(様式第1)

平成 年度 愛知ブランド企業認定申請書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

所在地 〒

名称

ふりがな

代表者職・氏名

印

代表者生年月日

年 月 日

愛知ブランド企業認定要領第7条の規定に基づき、平成 年度愛知ブランド企業として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 連絡先

電話番号		F A X	
U R L		E - m a i l	
担当者	(部署・役職)	(氏名)	

2 会社概要

業 種		創 業 年	年
資 本 金	千円	従 業 員 数	人
経 営 指 標	前々期 ( 年 月期)	前 期 ( 年 月期)	
(売上高)	千円		千円
(経常利益)	千円		千円
(自己資本比率)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100 =$ %	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100 =$ %	%

3 主要製品、設備、知的財産等について

主 要 製 品			
主 要 設 備			
知的財産権	商標権	件	主な内容 ( )
	特許権	件	主な内容 ( )
	実用新案権	件	主な内容 ( )
	意匠権	件	主な内容 ( )
主な受賞歴等 (ISO, HACCP等を含む)	賞等の名称	内 容	時 期

4 経営理念、方針、社是、創業者・経営者の哲学等について

5 従業員の能力や意欲が発揮できるような取り組みについて

6 開発、調達、生産等の各業務において、効率化・革新化を図る独自の取り組みについて

7 他社では真似のできない独自の強みについて

8 顧客との関係を深めるための取り組みについて

9 社会や環境に配慮する取り組みについて

- 1 愛知県では、事務・事業から暴力団を排除しています。愛知ブランド企業認定要領第5条の規定に基づき、暴力団を利すると認めるときは、認定しません。また、認定決定後にその旨が明らかとなったときは、認定決定を取り消します。
- 2 この申請に係る愛知ブランド認定が暴力団を利するかどうかについて、愛知県警察本部長に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。
- 3 申請書等に記載された個人情報、適正に管理し、役員名簿（様式第1の2）等については、上記目的以外の用途に使用いたしません。



(様式第1の2)

## 役員名簿

(企業名 ) 該当する年号を丸で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	現住所	生年月日
				大・昭・平 年 月 日
				大・昭・平 年 月 日
				大・昭・平 年 月 日

(注1) 役員全員を記載すること。

(注2) 行が不足する場合は、適宜追加して使用すること。

(様式第1の3)

## 誓 約 書

愛知ブランド企業認定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ないことを誓約します。

- 1 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある事業者ではないこと。
- 2 国税および地方税の未納がないこと。
- 3 法令遵守に努め、社会的良識を持って行動していること。

平成 年 月 日  
愛 知 県 知 事 殿

所 在 地  
名 称  
代表者職・氏名

印

(様式第2)

第 一 号  
平成 年 月 日

(所 在 地)  
(名 称)  
(代表者職・氏名) 様

愛知県知事

印

平成 年度 愛知ブランド企業認定申請に係る結果について (通知)  
平成 年 月 日付けで提出のありました平成 年度愛知ブランド企業申請書につきましては、愛知ブランド評価委員会等における厳正な審議の結果、愛知ブランド企業として認定しますので、愛知ブランド企業認定要領第12条第1項に基づき通知します。

なお、別紙誓約書に記入の上、 年 月 日 ( ) までに返送してください。

(様式第3)



# 愛知ブランド企業認定書

*Aichi Quality Company Certificate*

(申請者)

(住所)

認定番号 ○○○

有効期限 平成 年 月 日

愛知ブランド企業認定要領第12条第1項の規定に基づき、  
上記事業者を、愛知ブランド企業として認定する。

平成 年 月 日

愛知県知事

印

(様式第4)

## 愛知ブランド企業認定に係る誓約書

愛知ブランド企業認定を受けるにあたり、愛知ブランド企業認定要領を遵守し、特に次の事項について留意することを誓約します。

- 1 評価基準に適合するよう誠実に遵守するとともに、積極的に情報発信に努めます。
- 2 当方の事業活動等において、第三者に損害が発生した場合は、同要領第19条を承諾し、適正に対処します。

平成 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

(様式第5)

第 ー 号  
平成 年 月 日

(所 在 地)  
(名 称)  
(代表者職・氏名) 様

愛知県知事

印

平成 年度 愛知ブランド企業認定申請に係る結果について (通知)  
平成 年 月 日付けで提出のありました平成 年度愛知ブランド企業認定申請書につきましては、愛知ブランド評価委員会等における厳正な審議の結果、下記事由により、今回は見送らせていただきましたので、愛知ブランド企業認定要領第12条第2項に基づき通知いたします。

記

(様式第6)

愛知ブランド企業認定申請事項変更届出書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

所在地 〒

名称

フリガナ

代表者職・氏名

印

代表者生年月日 年 月 日

愛知ブランド企業認定要領第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容

(様式第7)

平成 年度 愛知ブランド企業継続認定申請書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

所在地 〒

名称

ふりがな

代表者職・氏名

印

代表者生年月日

年 月 日

愛知ブランド企業認定要領第14条第2項の規定に基づき、愛知ブランド企業として継続認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 連絡先

電話番号		F A X	
U R L		E - m a i l	
担当者	(部署・役職)	(氏名)	

2 会社概要

業 種		創 業 年	年
資 本 金	千円	従 業 員 数	人
経 営 指 標	前々期 ( 年 月期)	前期 ( 年 月期)	
(売上高)	千円	千円	
(経常利益)	千円	千円	
(自己資本比率)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100 =$ %	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100 =$ %	



### 3 主要製品、設備、知的財産等について

主要製品			
主要設備			
知的財産権	商標権	件	主な内容 ( )
	特許権	件	主な内容 ( )
	実用新案権	件	主な内容 ( )
	意匠権	件	主な内容 ( )
主な受賞歴等 (ISO, HACCP等を含む)	賞等の名称	内容	時期

- 1 愛知県では、事務・事業から暴力団を排除しています。愛知ブランド企業認定要領第5条の規定に基づき、暴力団を利すると認めるときは、認定しません。また、認定決定後にその旨が明らかとなったときは、認定決定を取り消します。
- 2 この申請に係る愛知ブランド認定が暴力団を利するかどうかについて、愛知県警察本部長に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。
- 3 申請書等に記載された個人情報、適正に管理し、役員名簿（様式第7の2）等については、上記目的以外の用途に使用いたしません。

(様式第7の2)

## 役員名簿

(企業名 ) 該当する年号を丸で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	現住所	生年月日
				大・昭・平 年 月 日
				大・昭・平 年 月 日
				大・昭・平 年 月 日

(注1) 役員全員を記載すること。

(注2) 行が不足する場合は、適宜追加して使用すること。

(様式第7の3)

## 誓 約 書

愛知ブランド企業認定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ないことを誓約します。

- 1 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある事業者ではないこと。
- 2 国税および地方税の未納がないこと。
- 3 法令遵守に努め、社会的良識を持って行動していること。

平成 年 月 日  
愛知県知事 殿

所在地  
名称  
代表者職・氏名

印

## 愛知ブランド企業の評価基準について

愛知ブランド企業の認定に係る評価基準は、以下のとおりとする。

### 1 評価項目及び評価の視点

表 1 にある 5 つの評価項目に対し、それぞれの視点に基づき、企業の取り組みや実現度を評価する。

表 1 評価項目

評価項目	評価の視点
1 理念、経営トップのリーダーシップ	経営トップは理念、方針を明確化し、それを全社一体となって取り組むようリーダーシップを発揮している。
	経済環境の変化に対応する開発投資や改革、改善を適切に指揮している。
	評価項目を実現する独自の取り組みがある。
2 人の活性化	人の活性化に取り組んでいる。
	評価項目を実現する独自の取り組みがある。
3 業務プロセスの効率化、革新	業務プロセスの管理・運営は効率的で適切である。
	業務プロセスの改革・改善に取り組んでいる。
	評価項目を実現する独自の取り組みがある。
4 コア・コンピタンス	優れたコア・コンピタンスがある。
	コア・コンピタンスの磨きこみに取り組んでいる。
5 顧客との関連性の質、深度を高める顧客価値構築	顧客価値を高める取り組みが行われている。
	評価項目を実現する独自の取り組みがある。
6 社会、環境への配慮	社会 地域社会への貢献や企業の社会的責任について、積極的に取り組んでいる。
	環境 環境保全活動について、積極的に取り組んでいる。
	共通 評価項目を実現する独自の取り組みがある。

### 2 評価軸

前項の各評価項目の評価軸として、次の 4 点を用いる。

- (1) 一貫性（組織的に一貫して矛盾がないこと）
- (2) 継続性（過去、現在、将来を踏まえ、継続性があること）
- (3) 即応性（目的を達成するためにすばやく対応すること）
- (4) 革新性（競合他社と比べて、革新性、独自性があること）

### 3 選定方法

評価委員会の各委員が、表 1 の評価項目について審査し、合議により愛知ブランド企業を選定する。